

令和3年1月14日

お客様 各位

## コンビニ払い用紙の取扱について

破産者 福島電力株式会社

破産管財人弁護士 清水 祐介

### 1 コンビニ払い用紙の取扱について

当職は、平成30年12月21日以降、お客様に対し、当職名義のご案内書面（以下「ご案内書面」といいます。）を順次お送りし、福島電力株式会社（以下「福島電力」といいます。）が認識しております貴殿にお支払い頂く必要がある電気料金の残額の請求を行っております。

令和2年12月末をもって、新たなコンビニ払い用紙の発送をいったん停止し、破産管財人名義のご請求書（破産管財人口座への振込み送金）の送付に切り替えておりますので、お知らせします。

- ・従前発行済みのコンビニ払い用紙は、記載の支払期限内であれば、そのままご利用いただけます。
- ・コンビニ払い用紙を紛失した場合は、コールセンターあてご連絡いただければ、破産管財人口座を明記した請求書を再発行いたします。
- ・破産管財人口座への振込み送金に際しては、送金手数料を控除して下さい。
- ・送金控え伝票をご自身で保管してください。

## 2 請求額の確認のお願い

当職は、福島電力の保有する各種データ等を慎重に確認して、前記ご案内書面を送付しておりますが、もし貴殿の認識と相違があると思われる場合には、下記コールセンターまでご連絡頂きますよう、お願い申し上げます。

## 3 その他

その他福島電力の電気料金に関するご不明な点がございましたら、下記コールセンターまでご連絡頂きますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 《お問合せ先》

本件につきご不明の点は、以下のお問合せ先までご連絡ください。

**福島電力コールセンター TEL : 0120-057-445**

(受付時間) 平日 午前 9:00～午後 6:00